

厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金要領

この制度は、ロボット、IT・IoT、AI等の先端技術の導入を促進することにより、市内の中小企業者の生産性向上を図るため、対象経費の一部を補助することにより、中小企業者等の元気アップに繋げるための制度です。

【厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書の提出期間】

12月末日まで【必着】

- ※ 必ず事業の完了までに厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書を提出してください。概要書が提出されない場合は補助金の交付申請をすることができません。期限までに概要書が提出できない理由がある場合は事前にご相談ください。
- ※ 予算額を超える申請があった場合は、期限前であっても受付を締め切ることがあります。

- 1 補助対象者（次のすべてを満たす方が補助金の交付対象者となります。）
 - (1) 厚木市内で1年以上前から継続して**製造業**（※1）を営む中小企業者
 - (2) 市税を完納（※2）していること

【製造業の業種】

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電機機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業

※1. 「日本標準産業分類」に定める製造業を主たる業種として営んでいることが必要です。

製造業以外の業種を兼業している場合は、昨年一年間における製造業での売上げが一番多くなっている必要があります。補助対象となる業種以外の業種を兼業している場合は、昨年一年間において補助対象となる業種での売上げが一番多くなっている必要があります。

※2. 納期が到来している厚木市の（法人）市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税について、未納がない方です。分納については対象外です。

2 補助対象事業

- (1) 生産性向上の向上を目的としたロボット、IT・IoT及びAI等先端技術の導入に係る事業で、(2)、(3)の要件に該当するもの
- (2) 対象経費が50万円以上のもの
- (3) 市内の自社事業所等を対象としたもの

3 補助対象経費

当該年度内に補助対象者が支払った費用で別表に定めるとおりとします。ただし、消費税及び地方消費税を除きます。

- ※ 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。

4 補助金額

補助金の額は、対象経費の2分の1以内で別表に定めるとおりとします。

- ※ 千円未満切捨て。

5 申請書類

- (1) 厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書の提出
 - ア 厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書
 - イ 経費の仕様・内容が分かる書類（カタログ、パンフレット、仕様書等）
 - ウ 見積書
- (2) 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金の交付申請
 - ア 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付申請書
 - ※ 押印欄には代表者印を押印してください。
 - イ 補助対象設備等内訳書
 - ウ 市税納税証明書
 - ※ 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付申請書に、市で納税証明書を取得することに同意していただければ、産業振興課で納税証明書をお取りすることができます。
 - エ 会社の経歴が分かる書類
 - ※ 任意の書式
 - オ 大学との関係を証する書類
 - ※ 大学発ベンチャー企業の場合のみ必須
 - カ 直近の決算書

- キ 補助対象設備等の仕様書等
- ク 補助対象設備等の写真
- ケ 補助対象設備等の配置図
 - ※ 機械装置等を導入する場合は必須
- コ 補助対象経費の契約書
- サ 補助対象経費の領収書等
 - ※ 領収書で支払いの内訳が確認できない場合は請求書等の書類が必要
- シ 事業報告書
- ス 役員等氏名一覧表
 - ※ 押印欄には代表者印を押印してください。
- セ 収支決算書
- ソ 他に補助金を受けている場合は交付決定通知書

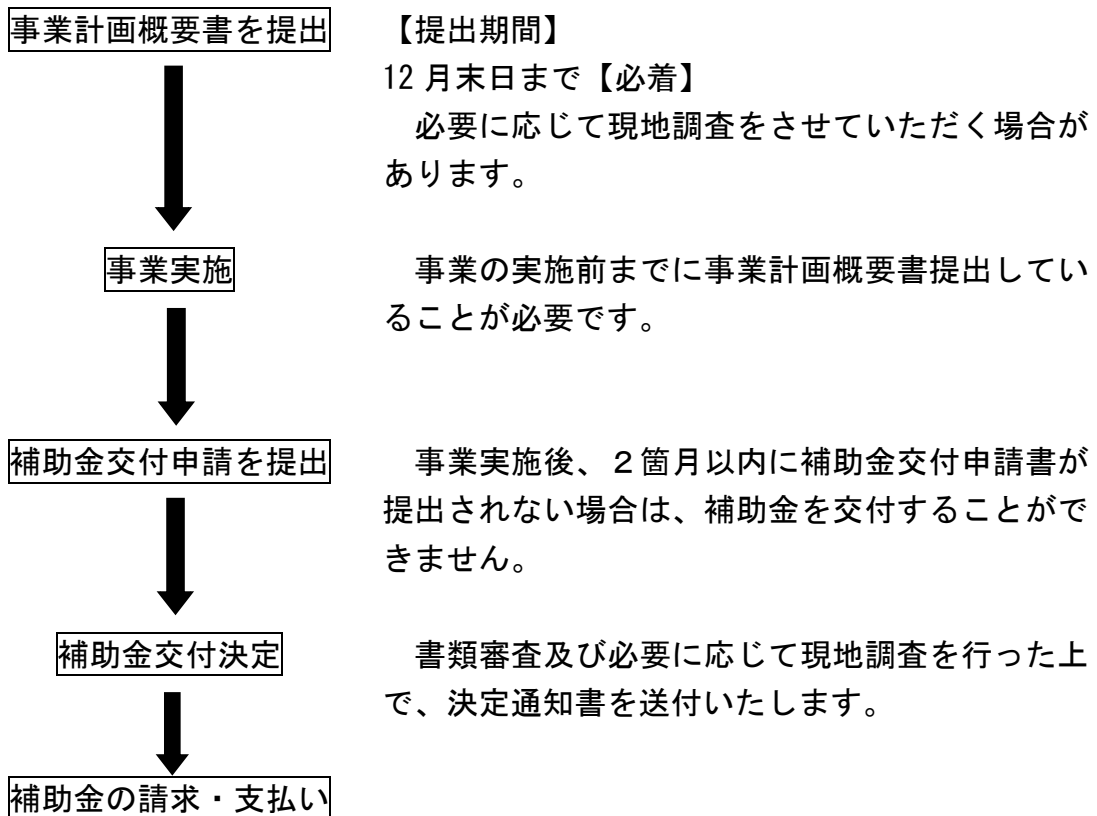
6 申請回数の制限

年度内に IT 導入事業又はロボット・IoT・AI 導入事業のいずれか 1 件の申請となります。

7 注意事項

- (1) 事業実施後、2 箇月以内に補助金の申請をされないと補助金を交付 することができません。
- (2) 補助対象の状況を確認するための現地調査を実施する場合があります
- (3) 厚木市企業等の立地促進等に関する条例(平成 25 年厚木市条例第 13 号)、厚木市企業等の立地促進等に関する条例施行規則(平成 25 年厚木市規則第 29 号)に定める奨励措置及び厚木市中小企業設備投資補助金交付要綱(平成 23 年 4 月 1 日施行)に基づく補助金を重複して受けることはできません。
- (4) 次の要件に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。
 - ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことや暴力団等に該当すると判明したとき。
 - イ 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。
 - ウ 交付決定後 1 年以内に事業を廃止又は市内での営業を取り止めたとき。

8 補助金交付までの流れ



9 書類の提出期間

(1) 厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書

12月末日まで【必着】

※ 提出期間内に提出された厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書の補助金交付予定額が予算額を下回っている場合は厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書の提出期限を延長する場合があります。

※ 厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書の提出後に現地調査を行う場合があります。

(2) 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付申請書

※ 事業を完了してから、2箇月以内（必着）に産業振興課まで申請してください。

【お問い合わせ／提出先】

厚木市役所産業振興課
産業振興・企業誘致係（第二庁舎8階）
〒243-8511 厚木市中町3-17-17
電話 046-225-2832 FAX046-223-7875
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

別表

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 摘要 | 補助率 | 限度額 |
|---------------------|--------------------------|---------------------------------------|---------------|--|
| (1) IT導入事業 | (1)機械装置、工具・器具及びソフトウェア導入費 | 生産性の向上に必要な減価償却資産を導入するための費用 | 補助対象経費の2分の1以内 | (1) 中小企業者等 (大学発ベンチャー企業を除く。) 10万円 (2) 大学発ベンチャー企業 20万円 |
| | (2)システム開発委託費 | 事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計に係る委託費 | | |
| | (3)専門家依頼経費 | 事業の効果又は活用方法を実証するため、専門家の指導を受けるために要する費用 | | |
| (2) ロボット・IoT・AI導入事業 | (1)機械装置、工具・器具及びソフトウェア導入費 | 生産性の向上に必要な減価償却資産を導入するための費用 | 補助対象経費の2分の1以内 | (1) 中小企業者等 (大学発ベンチャー企業を除く。) 50万円 (2) 大学発ベンチャー企業 70万円 |
| | (2)システム開発委託費 | 事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計に係る委託費 | | |
| | (3)専門家依頼経費 | 事業の効果又は活用方法を実証するため、専門家の指導を受けるために要する費用 | | |

備考 1 補助対象経費の(1)、(2)の併用はできません。

2 機械装置、工具・器具及びソフトウェアをリース契約で導入する場合は、申請年度の年度末までの費用を対象経費とし、契約期間から案分して補助対象経費を算出する。

3 次に掲げる経費は、補助対象としない。

- (1) 汎用性があり、目的外の使用が可能な機器の導入等に要する経費
- (2) 保守・サービス費、クラウド利用費及び通信料
- (3) 現行ソフトウェアのバージョンアップに要する経費